随意契約結果書

| 物品等の名称及び数量 | 巨勢川ポンプ場(東渕系)A重油緊急購入 |
|--|--|
| 契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀河川事務所長 亀園 隆 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号 |
| 契約締結日 | 令和 3年 8月15日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | 株式会社平川燃料 福岡県大牟田市大字草木998-1 |
| 契約金額 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥2, 992, 000- |
| 予定価格 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥2, 992, 000- |
| 随意契約による こととした理由 | 別紙のとおり |
| 備考 | |

随意契約理由書

1. 件 名 巨勢川ポンプ場(東渕系)A重油緊急購入

2. 履行場所 佐賀県佐賀市金立町大字千布地先

3. 契約の相手方 名 称 株式会社 平川燃料

住 所 福岡県大牟田市草木998-1

電 話 0944-54-1147

4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令 第102条の4第3号

- 5. 当該業務の内容及び随意契約に付する理由
 - (1) 当該業務の内容 本契約は、佐賀河川事務所が管理する巨勢川ポンプ場(東渕 系)の燃料タンクへA重油(1種1号)の給油を行うものであ る。

(2) 随意契約に付する理由

令和3年8月11日からの断続的な降雨により佐賀河川事務所は巨勢川調整池の排水ポンプを稼働していた。令和3年8月14日佐賀市に大雨特別警報が発令され、佐賀河川事務所は非常体制となった。佐賀県内では令和元年8月の大雨に匹敵する雨が降り続いた。

令和3年8月15日に巨勢川ポンプ場(東渕系)へ給油する必要があるため、事務所で年間単価契約している佐賀県石油協同組合に発注した。しかし、大雨により輸送道路が冠水しA重油を配送することが不可能であったり、佐賀県内の各所排水機場でA重油を使用しているため佐賀県石油協同組合に加入している各業者の備蓄がない状況となり必要量を調達することができなかった。

このまま排水ができない場合、巨勢川調整池の貯留水が越水 し周辺地域が冠水するおそれがあるため、筑後川河川事務所へ A重油を供給した実績がある株式会社平川燃料へ依頼したとこ ろ、必要量を供給できる状況であったので緊急にA重油を購入 するものである。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項並びに予算決 算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社平川燃料 と随意契約を締結するものである。

> (随意契約理由書作成者) 佐賀河川事務所 総務課長